



障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無(※1)	定員規模(※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		適用開始日	資料(報酬告示)掲載頁	報酬告示番号	新設or変更
医療型 児童発達支援			1. 医療型児童発達支援センター 2. 指定発達支援医療機関		定員超過	1. なし 2. あり		24	第2の1の注2(1)及び関係告示	
					開所時間減算	1. なし 2. あり		24	第2の1の注3及び関係告示	
					開所時間減算区分(※3)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満		24	第2の1の注3及び関係告示	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III		25	第2の6イ～ハ	変更
					特別支援体制	1. なし 2. あり		26	第2の8	
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり		26	第2の8の2及び関係告示	
					保育職員加配	1. なし 3. I 4. II		26	第2の8の3	変更
					延長支援体制	1. なし 2. あり		26	第2の9	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		27	第2の10	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり		27	第2の11	
					キャリアパス区分(※5)	1. I (キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)		27	第2の10イ～ホ及び関係告示	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当				
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当				

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無(※1)	定員規模(※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	適用開始日	資料(報酬告示)掲載頁	報酬告示番号	新設or変更	
放課後等デイサービス				1. 重症心身障害以外 2. 重症心身障害	障害児状態等区分	1. 非該当 2. 区分1の1 3. 区分1の2 4. 区分2の1 5. 区分2の2		27	第3の1イ～ハ及び関係告示	新設
					児童指導員等配置	1. なし 2. あり		31	第3の1の注3イ～ハ、注4イ～ハ及び関係告示	変更(項目名のみ)
					定員超過	1. なし 2. あり		32	第3の1の注5(1)及び関係告示	
					職員欠如	1. なし 2. あり		32	第3の1の注5(1)及び関係告示	変更
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり		32	第3の1の注5(1)及び関係告示	変更
					開所時間減算	1. なし 2. あり		32	第3の1の注6及び関係告示	
					開所時間減算区分(※3)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満		32	第3の1の注6及び関係告示	
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり		32	第3の1の注5(3)	新設
					児童指導員等加配体制(I)	1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者		33	第3の1の注8イ、ロ及び関係告示	変更
					児童指導員等加配体制(II)	1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者		35	第3の1の注9イ～ハ	新設
					看護職員加配体制	1. なし 2. I 3. II 4. III		36	第3の1の注10イ(1)、ロ(1)、ハ及び関係告示	新設
					看護職員加配体制(重度)	1. なし 2. I 3. II		36	第3の1の注10イ(2)、ロ(2)及び関係告示	新設
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III		40	第3の5イ～ハ	変更
					特別支援体制	1. なし 2. あり		41	第3の7及び関係告示	変更
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり		42	第3の7の2	新設
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり		44	第3の9の注1の2	新設
					送迎体制(重心児)	1. なし 2. あり		43	第3の9ロ	変更
					延長支援体制	1. なし 2. あり		44	第3の10	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		45	第3の11	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり		46	第3の12	
					キャリアパス区分(※5)	1. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV(キャリアパス要件を満たさない) 5. V(職場環境等要件を満たさない) 6. VI(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)		45	第3の11イ～ホ及び関係告示	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当				
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当		29	第3の1二	新設
共生型サービス体制強化(※6)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III		38	第3の1の注11イ～ハ	新設					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当									

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無(※1)	定員規模(※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	適用開始日	資料(報酬告示)掲載頁	報酬告示番号	新設or変更
居宅訪問型 児童発達支援					訪問支援員特別体制	1. なし 2. あり	46	第4の1の注2	新設
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり	47	第4の1の注3(1)	新設
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	48	第4の4	新設
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	48	第4の5	新設
					キャリアパス区分(※5)	1. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV(キャリアパス要件を満たさない) 5. IV(職場環境等要件を満たさない) 6. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	48	第4の4イ～ホ及び関係告示	新設
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当			
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			
保育所等訪問支援					訪問支援員特別体制	1. なし 2. あり	49	第5の1の注1の2	変更
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり	49	第5の1の注2(3)	新設
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	51	第5の3	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	51	第5の4	
					キャリアパス区分(※5)	1. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV(キャリアパス要件を満たさない) 5. IV(職場環境等要件を満たさない) 6. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	51	第5の3イ～ホ及び関係告示	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当			
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無(※1)	定員規模(※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		適用開始日	資料(報酬告示)掲載頁	報酬告示番号	新設or変更
福祉型障害児入所施設	1. なし 2. あり		1. 当該施設が単独施設 2. 当該施設に併設する施設が主たる施設 3. 当該施設が主たる施設	1. 知的障害児 2. 自閉症児 3. 盲児 4. ろうあ児 5. 肢体不自由児	重度知的障害児収容棟設置(※7)	1. なし 2. あり		10	第1の1の注5イ、ロ	
					肢体不自由児施設重度病棟設置(※7)	1. なし 2. あり		10	第1の1の注5ト	
					定員超過	1. なし 2. あり		7	第1の1の注2(1)	
					職業指導員体制	1. なし 2. あり		9	第1の1の注4	
					重度障害児支援(強度行動障害)	1. なし 2. あり		10	第1の1の注5の2	
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり		10	第1の1の注7	
					心理担当職員配置体制(※8)	1. なし 2. I 3. II		10	第1の1の注9及び10	変更
					看護職員配置体制	1. なし 2. I 3. II		10	第1の1の注11、12及び関係告示	変更
					児童指導員等加配体制	1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等		12	第1の1の注13イ、ロ	新設
					自活訓練体制(I)	1. なし 2. あり		16	第1の3	
					自活訓練体制(II)	1. なし 2. あり		16	第1の3	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III		16	第1の5イ～ハ	変更
					栄養士配置体制(※4)	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士		17	第1の7	
					小規模グループケア体制	1. なし 2. あり		17	第1の9	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		17	第1の10	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり		18	第1の11	
					キャリアパス区分(※5)	1. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV(キャリアパス要件を満たさない) 5. IV(職場環境等要件を満たさない) 6. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)		17	第1の10イ～ホ及び関係告示	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当									
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当									

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無(※1)	定員規模(※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	適用開始日	資料(報酬告示)掲載頁	報酬告示番号	新設or変更
医療型障害児入所施設			1. 医療型障害児入所施設 2. 指定発達支援医療機関		重度知的障害児収容棟設置(※7)	1. なし 2. あり	20	第2の1の注4及び関係告示	
					肢体不自由児施設重度病棟設置(※7)	1. なし 2. あり	20	第2の1の注4及び関係告示	
					定員超過	1. なし 2. あり	20	第2の1の注2	
					重度障害児支援(強度行動障害)	1. なし 2. あり	20	第2の1の注4の2及び関係告示	
					心理担当職員配置体制(※8)	1. なし 2. I 3. II	20	第2の1の注7及び8	変更
					自活訓練体制(I)	1. なし 2. あり	20	第2の2イ	
					自活訓練体制(II)	1. なし 2. あり	20	第2の2ロ	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	20	第2の3イ～ハ	変更
					保育職員加配	1. なし 2. あり	21	第2の3の2の注1及び2	新設
					小規模グループケア体制	1. なし 2. あり	22	第2の5	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	22	第2の6	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	22	第2の7	
					キャリアパス区分(※5)	1. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV(キャリアパス要件を満たさない) 5. V(職場環境等要件を満たさない) 6. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	22	第2の6イ～ホ及び関係告示	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当			
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当								

※1 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の有無を設定する。

※2 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。

※3 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※4 栄養士配置加算(I)については「3:常勤栄養士または4:常勤管理栄養士」を選択する。  
栄養士配置加算(II)については「2:その他栄養士」を選択する。  
栄養マネジメント加算については「4:常勤管理栄養士」を選択する。

※5 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定する。

※6 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※7 「重度知的障害児収容棟」及び「肢体不自由児施設重度病棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。

※8 「心理担当職員配置体制」欄の「3. II」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。